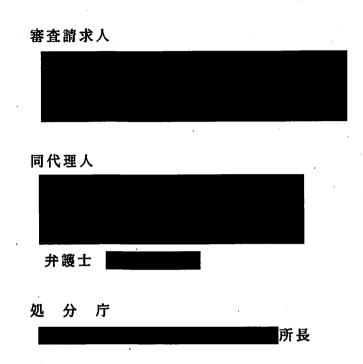
裁 決 書



審査請求人が平成27年6月8日付けで提起した生活保護法に基づく 保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

処分庁が、平成27年5月7日付けで行った保護変更決定処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が平成27年5月7日付けで審査請求人(以下「請求人」という。)に対して行った生活保護法(以下「法」という。)に基づく保護変更決定処分(以下「本件決定」という。)の取消しを求めるものと解される。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

(1) はじめに

請求人は、視覚障害をもつ(全盲)女性であり、平成26年12月26日から処分庁において法の適用を受けている者である。 請求人は、一人暮らしが可能な状態であり、居宅保護を強く希望しているにもかかわらず、担当ケースワーカーは、本件決定通知書の内容である施設保護への変更処分等をきちんと説明することをせず(当然、不服申立てに関する教示もしていない。)、本件決定を行っている。

法第30条第1項は、居宅保護を原則とし、同条第2項は、施設保護を行うことができるとの規定は、被保護者の意に反して、強制することができるものと解釈してはならない旨規定している。本件は、手続的にも実質的にも違法であり、速やかに取り消されるべきである。

(2) 従前の保護の方法等について

生活保護開始後、本件決定がされるまでは、保護の方法として 居宅保護とされ、保護の種類として生活扶助及び住宅扶助を受け、 平成27年4月27日まで上記住民票上の住所(以下「前居住地」 という。)で一人暮らしをしていた。

(3) 前居住地から退去した経緯

請求人は、平成26年12月12日に離婚をし、一人暮らしを することとなったが、前居住地に入居する際、元夫が賃貸借契約 の保証人となった。

平成27年2月、元夫が保証人から抜けたいと言い出したことから、幼少期から言葉の暴力を受け続けてきたため十数年間会うことを避けてきた家族(母及び妹2人)に、代わりに保証人になってもらうために連絡を取った。すると、家族らが前居住地に押しかけてきて、請求人は前記言葉の暴力等から家族に対するトラウマをもっているため、精神的に不安定となり、何度か自殺未遂騒ぎを起こし、救急車や警察がくるという騒ぎを起こしてしまった。

また、請求人の知人男性が、請求人につきまとい、夜中に家の 前で大騒ぎをするというような事態もあった。

このような騒ぎから、前居住地のマンションの住民から苦情が寄せられたため、同年3月半ば頃、前居住地のマンション管理会社(以下「管理会社」という。)から退去を求められ、請求人も近所の方に迷惑をかけられないこと、知人男性が押しかけてくるのも怖いことから退去に応じることとなった。

(4) 救護施設入所の経緯

その後、平成27年3月31日には、転居先のマンションの仮 契約をし、その書類を担当ケースワーカーに持って行ったところ、 担当ケースワーカーからは「協議会の審査を通さないと行けない が、たぶん大丈夫。」という旨を告げられ、協議会の審査が通っ たら、誰かに代筆してもらうようにとの書類も手渡された。

ところが、その後、担当ケースワーカーから、「転居費用を出すことができない。」と告げられ、その理由は、「管理会社が、退去勧告の書類をきちんと出してくれないから。」との説明を受けた。 請求人は、同年4月末日には前居住地を退去しなければならなかったことから、退去勧告の書類が出されて、転居費用が出るようになるまでのわずかな間だけ身を寄せるために、同月27日、救護施設に入所した。

(5) 弁護士への相談

請求人は、管理会社が退去勧告の書類を出さないため、転居費 用が出ないとの担当ケースワーカーの話から、管理会社への対応 を依頼するため、大阪弁護士会のひまわり電話相談に架電し、弁 護士の出張相談を依頼した。

その後、代理人が、管理会社への対応を受任し、経緯を聞くために担当ケースワーカーに架電した際も、管理会社が退去勧告の書類を出さないため、転居費用は出せない、退去の理由が書面上明らかでないと今後の審査などで問題になるかもしれないので書面が必要である旨の説明を受け、施設入所に本件決定があったことは一切告げられなかった。

(6) 本件決定の発覚

平成27年5月29日、代理人が、管理会社の従業員2名(担当者とその上司)と面談をしたところ、担当ケースワーカーから不備があると言われて返された書類は、補充して同年4月末日以降に返送したとのことであった。

面談を受けて、同日、代理人が、担当ケースワーカーに対し、 退去理由を書面にしたうえで、管理会社は提出したと言っており、 仮にその書類がないとしても、代理人作成の書面をもって、退去 理由が書面上明らかであるから、速やかに転居費用支給をして欲 しいとのお願いをした。

ところが、週明けの6月1日に、請求人が担当ケースワーカー に電話で「転居費用は出ない。請求人は一人暮らしができないか ら救護施設でしばらく暮らして、その後はグループホームで生活 することになっている。」旨告げられたのである。

(7) まとめ

請求人が前住居地で騒ぎを起こしたのは、家族との関わりが引き金になったものであって、その後、請求人は家族とは関わらないようにしており、家族と関わらない限り騒ぎを起こすようなことはなく、一人暮らしが十分に可能な状態である。

居宅での生活が可能な請求人に、きちんと説明することなく施 設保護に変更した本件決定は明らかに違法であって、速やかに取 り消されるべきである。

第2 当庁が認定した事実及び判断

1 当庁が認定した事実

- (1) 処分庁は請求人に対して、平成27年5月7日付けで保護の方法を施設入所等に変更する旨の本件決定を行い、通知したこと。 なお、本件決定通知書の保護決定理由欄は空白であり理由の記載がないこと。
- (2) 平成27年9月9日付けで、処分庁が審査庁に提出した弁明書 (以下「弁明書」という。)には、次の趣旨の記載があること。
 - ア 平成26年12月26日 処分庁にて生活保護を開始する。請求 人は同月12日に突然離婚を言い渡され、家を追い出された。友人 宅に身を寄せていたが、障害年金と手持ち金で居宅を確保。収入が 障害年金収入のみとなり生活に困窮、生活保護を申請し、生活保護 開始となる。
 - イ 平成27年3月19日 管理会社の担当者より、請求人が自室で 錯乱状態となり、消防車や警察が出動する騒ぎとなった。近隣住民 から苦情が出ているので、退去して欲しい旨の要請をしたとの報告 あり。同日、請求人は病院に入院した。
 - ウ 平成27年3月20日 病院より請求人が19日に入院したとの連絡あり。管理会社の担当者にその旨を伝え、退院後に退去について請求人と話し合うよう伝えた。
 - エ 平成27年3月25日 請求人より退院したが、管理会社からは 退去を求められているとの相談を受ける。管理会社の担当者と話し 合うよう伝えた。同日、様子を見るために臨時訪問するが不在であ った。
 - オ 平成27年3月27日 午後、臨時訪問するが不在であった。 その後、請求人より入電。急遽訪問する。管理会社の担当者と話し 合ったか訊くと月末に話し合うと言う。このとき請求人に対し、施

設入所を視野に入れておくことと、管理会社の担当者と話し合った 結果について報告するよう求めた。帰庁後、救護施設の担当者より 請求人から連絡があったとの問い合わせあり。現時点では立ち退き になるか不明であると答えた。

- カ 平成27年3月31日 請求人来所する。管理会社の担当者と話し合った結果、同年4月30日までに退去を求められたと言う。病院より入院要否意見書が処分庁に届く。意見書には、同年3月18日に請求人が救急車に乗ることを拒否して窓から飛び降りようとしたこと、請求人は衝動性が高く自殺のおそれが高いことなどが記載されていた。
- キ 平成27年4月14日 請求人より転居について問い合わせあり。管理会社から退去勧告についての書類が提出されていないことを伝える。後刻、管理会社から正式な退去通知をもらったとのことで請求人が来所する。退去通知を確認したところ不備が散見されたため、管理会社に訂正と再提出を依頼した。救護施設に空きがあるかを問い合わせる。入所はできるので、その前に面接を受けてもらう必要があるとの説明を受けた。
- ク 平成27年4月21日 救護施設の担当者に架電し現時点で空きがあるかの確認を行う。 空きはあるとの返答であった。入所前の面談日程を同月22日の午前中で打診したところ、救護施設の担当者了承。面談に際し請求人の生活歴について簡潔にまとめた書類を持参して欲しいとの依頼あり。請求人に架電し、依頼の内容を説明。面談の際に生活保護の申請時に提出された『生活歴および現在の状況』の写しを提示してよいか確認したところ、請求人は了承した。
- ケ 平成27年4月22日 請求人とともに公用車にて救護施設に 面談にむかう。車内で請求人に対し、仮に施設入所となった場合、 保護基準が変わるので返還金が発生することについて伝えた。

救護施設にて2名の担当者とともに面談。入寮となった場合、

・障害年金は寮内での生活費となり障害者加算が月々のお小遣いと

なる。

- ・制度上、現在使っているヘルパーは使えない。
- ・状態が落ち着いたら、グループホーム入所も視野に入れてはどう か。
- ・今夏に寮は建て替えがあるため、その間場所を移って一時的に住 環境が変わるが問題はないか。

等が伝えられ、請求人は了承した。

請求人は幼少時より寮生活をしていたのですぐにここでの生活 に馴染めると言い、担当者に施設内を案内してもらっていた。その 後、入寮にむけた話をしていくこととなった。帰路、車内で荷物の 処分について話す。請求人はタンスと冷蔵庫を処分すると言うため、 粗大ゴミの減免申請書と家電リサイクルについて説明した。帰庁後、 減免申請書と適用証明書を請求人宛に送付し、再度電話で説明を行った。

- コ 平成27年4月23日 救護施設の担当者より、同月27日に入 寮ということで請求人に伝えて欲しいとの連絡あり。請求人に電話 し伝えたところ、請求人了承する。
- サ 平成27年4月27日 救護施設より、請求人が本日午前10時 に入寮したとの報告あり。
- シ 平成27年4月30日 救護施設入所に伴う生活保護費の算定 基準の変更を行う。
- ス 請求人が申し立てている審査請求は住居喪失による救護施設への入寮が強制的かつ、長期に渡るものという説明がなかったことを不当とするものであるが、請求人は救護施設入所に際し事前の面談が必要である説明をしたときに快諾している。また面談に際して、入所期間が長期間に渡る話に納得し、その後の施設内の案内にも応じている。さらに、請求人自ら施設入所に向けて家財道具の処分を進めているのであるから、審査請求時点での請求人の居宅生活への希望を否定するものではないが、施設入所時においては、法第30条第1項にいうところの「被保護者が希望したとき」にあたる状況

であったことは明らかである。

また、処分庁としても、請求人が、居宅を失うこととなった経過 や請求人の病状などを勘案し、請求人を単身で居宅生活させること によっては、請求人の生命や最低限度の生活を守ることはできない と判断したことから、請求人の施設保護を決定したところである。

(3) 平成27年10月7日付けで、審査庁は請求人に対して、前記 (2)の内容を記載した弁明書の副本を送付し、これに対する反論 書の提出を求めたが、現在に至るまで、請求人から反論書の提出は ないこと。

2 判 断

- (1) 法第24条第4項において、「前項の書面には、決定の理由を 付さなければならない。」と定めている。
- (2) 法第25条第2項において、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第4項の規定は、この場合に準用する。」と定めている。
- (3) 法第30条第1項は、「生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによっては保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託して行うことができる。」と定め、また、同条第2項は、「前項ただし書の規定は、被保護者の意に反して、入所又は養護を強制することができるものと解釈してはならない。」と規定している。

- (4) 課長通知問(第7の78)の「居宅生活ができると認められる者」の判断方法の答において「居宅生活ができるか否かの判断は、居宅生活を営むうえで必要となる基本的な項目(生活費の金銭管理、服薬等の健康管理、炊事・洗濯、人とのコミュニケーション等)を自己の能力でできるか否か、自己の能力のみではできない場合にあっては、利用しうる社会資源の活用を含めできるか否かについて十分な検討を行い、必要に応じて関係部局及び保健所等関係機関から意見を聴取した上で、ケース診断会議等において総合的に判断すること。」と定めている。
- (5) 本件決定についてみると、前記第2の1の(1)及び(2)の 認定事実のとおり、処分庁は、請求人が精神的に不安定となり警察や救急車を呼ぶ騒ぎを起こし、近隣住民から苦情が出るなどしたことから、請求人が管理会社から居宅の退去を求められていることを確認した。そこで処分庁は、請求人が居宅を失うこととなった経緯や請求人の病状を踏まえ、請求人に対し施設への入所を説明したところ、請求人も同意したことを受け、前記(3)及び(4)に基づき施設への入所が妥当である判断し、本件決定を行ったことが認められる。
- (6) 請求人は、前住居地で騒ぎを起こしたのは、家族との関わりが引き金になったものであって、その後、請求人は家族とは関わらないようにしており、家族と関わらない限り騒ぎを起こすようなことはなく、一人暮らしが十分に可能な状態であり、また、居宅での生活が可能な請求人に、きちんと説明することなく施設保護に変更した本件決定は明らかに違法であって、速やかに取り消されるべきであると主張する。

これに対し、前記第2の1の(2)の認定事実のとおり、処分 庁は、請求人が救急車に乗ることを拒否して窓から飛び降りよう とするなど衝動性が高く、自殺のおそれがあるといった病院の入院要否意見書の記載を確認することにより請求人の病状を踏まえるとともに、請求人も施設入所に同意していたことから、前記(3)及び(4)に照らして、請求人について施設入所による保護を行うとしたものであり、その処分庁の判断には合理性があると言え、請求人の主張は認められない。

(7) しかしながら、本件決定については、前記第2の1の(1)の認定事実のとおり、本件決定通知書の理由欄が空白となっており、理由の記載がない。また、請求人は視覚に障がいがあることから、処分庁は本件決定に際して、決定の理由を本人が了知できるよう、理由について説明することが必要となるが、処分庁が本件決定に際して理由を請求人に説明した事実も認められない。したがって、前記(1)及び(2)に照らし保護の変更決定を行うにあたって書面で理由の記載を求めている規定及びその趣旨に反しており、違法であるといわざるを得ない。

したがって、本件決定については、その手続き及び判断に瑕疵があるといわざるを得ず、取り消しを免れない。

以上の理由により、行政不服審査法第40条第3項の規定を適用して、 主文のとおり裁決する。

平成28年3月14日

審査庁 大阪府知事 松井



教

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。)。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)決定の取消しの訴えを、あるいは大阪府を被告として(訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。)この裁決の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。